

## 鴨川条例禁止行為等の巡視・啓発について

## 1 巡視

- (1) バーベキューの巡視 平日：4・6・7・8・9月 1班  
5月 2班  
土休日：6・7・8・9・10・11月 1班  
4・5月 2班
- (2) 打ち上げ花火等の巡視 平日：9月 1班  
7・8月 2班  
土休日：9月 1班  
7・8月 2班
- (3) 落書き、自動車・バイクの乗り入れの巡視については、バーベキュー、打ち上げ花火等の巡視と同時に実施

## 2 啓発

- (1) イベント時にパネル展示やちらし等の配布 など  
(2) ホームページや定期的な庁内展示 など  
(3) 巡視時にちらし配布  
(4) 大学（京都大学、同志社大学、立命館大学、京都産業大学）にちらし配布

## 3 指導実績

	バーベキュー (件)				自動車 バイク 乗入 (台)	打ち上 げ花火 等 (件)
	禁 止 区 域			禁 止 区 域 外		
	出 町	柘 野	小 計			
平成20年度	13	78	91	170	1,372	127
平成21年度	8	34	42	127	1,137	146
平成22年度	2	32	34	112	878	76
平成23年度	3	11	14	55	959	38
平成24年度	3	11	14	53	1,339	50

※平成24年度は11月までの集計

## 4 現状と課題

- 条例施行から5年経過し、府民にも条例が浸透している。指導件数はバーベキューや花火は減少しているが、バイク乗り入れは減少していない。
- 厳しい財政状況から経費縮減が求められている。
- 学生による行為が多い。行為規模が大きくなっている。

## 5 今後の巡視・啓発のあり方

- 巡視体制の見直し
- 巡視に代わる対応
- 啓発方法の工夫

## 【参考】

自治体によるバーベキュー・花火等禁止に関する条例

- 芦屋市（芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例）  
巡視状況：4月から5月GWは毎日、6月から9月は土日祝日
- 狛江市（狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例）  
巡視状況：3月下旬から10月は毎日、11月から3月中旬は土日祝日